議案第25号

協議項目8 「地方税の取扱いに関すること」

協議項目8 「地方税の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成15年7月10日提出

前橋広域市町村合併協議会 会長 萩 原 弥惣治

地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、前橋市の制度に統一する。ただし、国民健康保険税の税率については、別途定める。

1 個人市町村民税

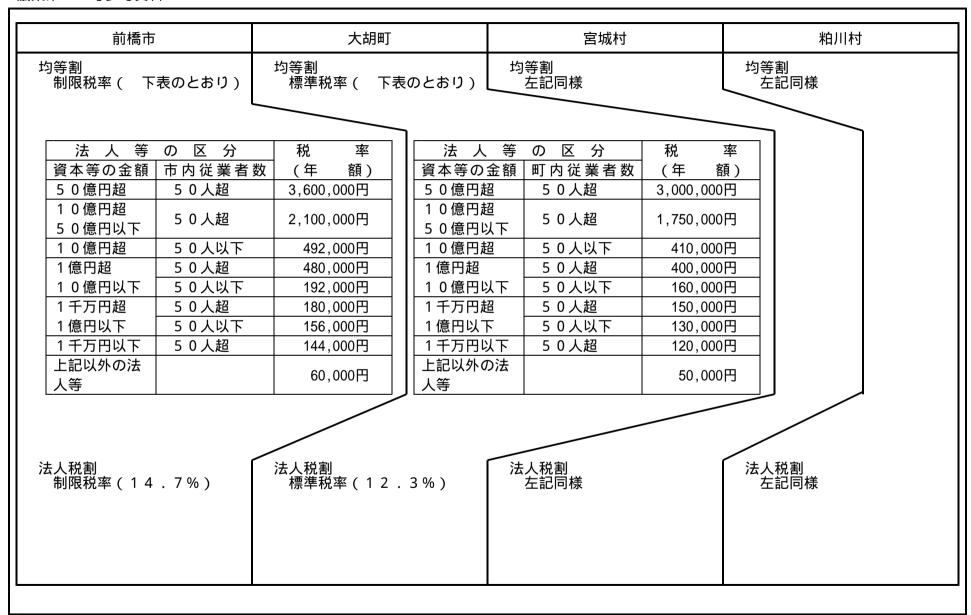
前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
納税義務者 ・市内に住所を有する個人 均等割+所得割 ・市内に事務所、事業所又は家 屋敷を有する個人で市内に住 所を有しない者 均等割	納税義務者 左記同様	納税義務者 左記同様	納税義務者 左記同様
均等割 ・税率 2,500円/年 (標準税率) ・非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親 族の数に1を加えた数× 315,000円+ 216,000円	均等割 ・税率 2,000円/年 (標準税率) ・非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親 族の数に1を加えた数× 280,000円+ 192,000円	均等割 左記同様	均等割 左記同様
所得割 ・税率 標準税率 ・非課税基準350,000円 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数× 350,000円+ 360,000円 (加算額は、対象配偶者又は対象を有する場合のみが対象を有する場合のみが対象を有する場合のみが対象を有する場合のみが対象を有する場合のみが対象を有する場合のみが対象を有する場合のみが対象を有する場合のみが対象を有する場合のみが対象を有する場合のみが対象を表する。	所得割左記同樣	所得割左記同樣	所得割左記同樣

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
納期 ・第1期 6月1日から同月30日まで ・第2期 8月1日から同月31日まで ・第3期 10月1日から同月31日まで ・第4期 翌年1月1日から同月31日まで	納期 ・第1期 7月1日から同月31日まで ・第2期 9月1日から同月30日まで ・第3期 11月1日から同月30日まで ・第4期 ・第4期 ・第4日から同月31日 まで	納期 ・第1期 6月1日から同月30日まで ・第2期 8月1日から同月31日まで ・第3期 10月1日から同月31日まで ・第4期 12月1日から同月20日まで	納期 ・第1期 7月1日から同月31日まで ・第2期 9月1日から同月30日まで ・第3期 11月1日から同月30日ま で

2 法人市町村民税

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
納税義者 ・ 対議	納税義務者 左記同様	納税義務者 左記同様	納税義務者 左記同様

議案第25号参考資料



3 固定資産税

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
納税義務者 固定資産(土地、家屋、償却 資産)の所有者	納税義務者 左記同様	納税義務者 左記同様	納税義務者 左記同様
税率 1 . 4 %(標準税率)	税率 左記同様	税率 左記同様	税率 左記同様
課税標準 固定資産税の基準年度価格 (土地、家屋、償却資産)	課税標準 左記同様	課税標準 左記同様	課税標準 左記同様
(土地、家屋、領却員座) 納期 ・第1期 4月1日から同月30日まで ・第2期 7月1日から同月31日まで ・第3期 9月1日から同月30日まで ・第4期 12月1日から同月25日まで	納期 ・第1期 ・6月1日から同月30日まで ・第2月1日から同月31日まで ・第3月1日から同月31日ま ・第4期 ・第4期 ・第4月1日から同月25日ま	納期 ・第1期 ・第1期 ・第1日から同月30日まで ・第2期 7月1日から同月31日まで ・第3期 9月1日から同月30日まで ・第4期 11月1日から同月30日まで	課税標準 左記同様 納期 ・第1期 ・第1月 ・第2月 ・第2月 ・第3月 ・第3月 ・第1月 ・第1日から同月30日まで ・第1月 ・第1日から同月30日まで
不均一課税 国際観光ホテル整備法の規定 に基づく登録ホテルに対する 固定資産税の不均一課税 (税率0.7%)	不均一課税なし	不均一課税 国際観光ホテル整備法の規定 に基づく登録ホテルに対する 固定資産税の不均一課税 (税率0.7%)	不均一課税 なし
固定資産税等過誤納金返還金支 払要網 返還金は、名寄帳の保存年限 (100年)の範囲内とする。 ただし、納税者が所持する領 収書等により還付不能額が確 認ででない	固定資産税等過誤納金返還金支 払要綱 左記同様	固定資産税等過誤納返還金取扱 要綱 返還金については、返還金交付申請のあった日の属する年度から5年前の年度分までとする (10年前までの返還に向けて要綱改正を検討中)	固定資産税過誤納返還金取扱要綱 返還金については返還金交付申請のあった日の属する年度から10年前の年度分とする
遡及課税 あり	遡及課税 なし	遡及課税 左記同様	遡及課税 左記同様

4 軽自動車税			
前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用 考	納税義務者 左記同様	納税義務者 左記同様	納税義務者 左記同様
者 税率(下表のとおり)	税率 左記同様	税率 左記同様	税率(下表のとおり)
区 分 種 別 総排気量50cc以下の 総排気量50ccを超え下のもの 原動機付自転車 総排気量90ccを超え以下のもの 総排気量90ccを超え以下のもの 以下のもの ミニカー 農耕作業用自動車(トライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、90cc以 1,200 、125cc 1,600 2,500 ラクター等)1,600 クリフト等)4,700	総下の 原動機車 原動機車 原動機車 一般以下に対する 一般の 一般の 一般の 一般の 一般の 一般の 一般の 一般の	単位:円 別 年額 5 0 cc以下のもの 1,000 5 0 ccを超え、9 0 cc以 1,200 9 0 ccを超え、1 2 5 cc の 1,600 2,500 月自動車(トラクター等)1,600 もの(フォークリフト等)4,700 側車付のものを含む) 2,400 3,100 自家用 4,000 言業用 3,000 自業用 7,200 言業用 5,500 雪上を走行するもの 2,400 レーラー 2,400
納期 5月1日から同月31日まで ナンバープレートの再交付 ・ナンバーのできる破損等 ・ナンバーの盗難、紛失等 ・チンパ金300円 (盗難届出証明書がある場合 を除く)	納期 6月1日から同月30日まで ナンバープレートの再交付 左記同様	納期 5月1日から同月31日まで ナンバープレートの再交付 ・ナンバーで認できる破損等 ・ナンバー金なし ・ナンバー金数 ・ナンバー金数 ・ナンバー金数 ・ナンバー金数 ・大分賞を (盗難に ・大会難に ・を除く)	納期 6月1日から同月30日まで ナンバープレートの再交付 左記同様

5 たばこ税

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
納税義務者 製造たばこの製造者、特定販 売業者又は卸売業者	納税義務者 左記同様	納税義務者 左記同様	納税義務者 左記同様
税率 ・旧3級品以外 1本につき2.977円 ・旧3級品 1本につき1.412円	税率 左記同様	税率 左記同様	税率 左記同様
納期 当月の販売分につき、翌月末 まで	納期 左記同様	納期 左記同様	納期 左記同様

6 特別土地保有税

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
納税義務者 取得後10年を経過していな い土地又は土地の取得に対し 当該土地の所有者又は取得者	納税義務者 左記同様	納税義務者 左記同様	納税義務者 左記同様
税率 保有分 100分の1.4 取得分 100分の3	税率 左記同様	税率 左記同様	税率 左記同様
課税標準 土地の修正取得価格	課税標準 左記同様	課税標準 左記同様	課税標準 左記同様
免税点 5,000㎡未満	免税点 左記同様	免税点 左記同様	免税点 左記同様

7 入湯税

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
納税義務者 鉱泉浴場における入湯に対し 入湯客に課税する	納税義務者 左記同様	納税義務者 左記同様	納税義務者 左記同様
税率 ・宿泊客 150円 ・日帰り客 50円	税率 ・宿泊客 150円 ・日帰り客 なし	税率 ・宿泊客 150円 ・日帰り客 120円	税率 左記同様
課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に 入湯する者 ・治療又は療養のために入湯する者で、医師が発行した書類 等を提示することによりその 旨が確認できるもの	課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に 入湯する者	課税免除 左記同様	課税免除 左記同様

8 都市計画税

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
納税義務者 都市計画区域のうち市街化区 域内に所在する土地及び家屋 の所有者	納税義務者 都市計画区域のうち用途地域 内に所在する土地及び家屋の 所有者	なし	左記同様
税率 100分の0.2	税率 左記同様		
課税標準 固定資産の価格(土地、家屋)	課税標準 左記同様		
納期 固定資産税の納期と同じ	納期 左記同様		

9 事業所税

₩ ₩	++nmT	□ +++	₩ ☆ 111+ →
則倚巾	入的町	呂巩利	粕川村

税の目的

・都市環境の整備及び改善に関する事業に要する経費に充てる。

対象都市

- ・政令指定都市
- ・首都圏整備法に規定する既成市街地を有する都市(前橋地域対象外)
- ・人口30万人以上で政令で指定するもの。 平成14年3月30日公布「地方自治法等の一部を改正する法律」により改正された「市町村の合併の特例に関する法律」により、 合併が行われた日から起算して、5年を経過する日までの間は政令での指定は行われない。

納税義務者

・事業を行う者又は建築主

課税標準及び税率

資産割

- ・事業所用家屋床面積(㎡) × 600円(課税最低限1,000㎡) ・事業所用新築家屋床面積(㎡) ×6,000円(課税最低限2,000㎡)
- 従業者割
- ・従業者給与総額 ×0.25% (課税最低限従業員100人) 従業者に対して課税されるものではなく、事業者に課税される。

納期

- ・法 人:事業年度終了後2ヶ月以内
- · 個 人:翌年度3月15日
- ・新増設:新増設の日から2ヶ月以内(建築主)
- ・申告納付

10 先進地事例

つくば市	福山市	呉市	新発田市
地方税の税率については、とはある。 ただし、(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	と 年不 は 年不 市と 所 市でか は、度 合と と 年不 は 年不 市と 所 市でか は、度 合と と 年不 は 年本 市と 所 市でか は、度 合と と 年不 は 年本 市 と 所 市でか は、度 合と から	地方税は、呉市の制度に統一する。 で税率の異なるので税率の異がある。 市町で税率の異体の内ででででででででででででででででででででででででででででででできます。 市町で税率の異体の内では、10条第10条第10条第10条第10条第10条第10条第10条第10条第10条。	及田 びに0併は づ定課 年ど 合 第度と率 よの 制 の がに 0 併は で で

市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

- 第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衝平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。
- 2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法(昭和25年法律第226号)第701条の31第1項第1号イ及び口に掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口(同号八に規定する人口をいう。以下この項において同じ。)が30万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口30万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間は行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となつた場合は、この限りでない。

地方税法

(地方団体の課税権)

- 第2条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課 徴収することができる。
- (地方税の賦課徴収に関する規定の形式)
- 第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。
- 2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

(市町村が課することができる税目)

- 第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。
- 2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- 1. 市町村民税
- 2. 固定資産税
- 3. 軽自動車税
- 4. 市町村たばこ税
- 5.鉱産税
- 6.特別土地保有税
- 3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税 を課することができる。
- 4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。
- 6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に 掲げるものを課することができる。
- 1. 都市計画税
- 2. 水利地益税
- 3. 共同施設税
- 4. 宅地開発税
- 5. 国民健康保険税
- 7 市町村は、第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

(公益等に因る課税免除及び不均一課税)

- 第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。
- 2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

(受益に因る不均一課税及び一部課税)

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、 不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

(市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継)

(市町村の廃置方台があった場合(次条第1項本文の規定に 第8条の2 市町村の廃置分合があった場合(次条第1項本文の規定に 該当する場合を除く。)においては、当該廃置分合により消滅した市町村(以下本条において「消滅市町村」という。)に係る地方団体の 徴収金の徴収を目的とする権利(以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。)は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村(以下本条において「承継市町村」という。)の区域によって、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て(異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。)その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。